

広島県告示第二百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。
平成二十九年四月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションころ	竹原市港町三丁目二番一号	平成二六年一〇月一日
訪問看護ステーションよつば	竹原市下野町六五〇	平成二九年三月一日
ゆうしゃいん訪問看護ステーション	三次市吉舎町吉舎六〇六番地	平成二七年一月一日